

令和元年度 第2回松本市個人情報保護制度審議会 会議録

1 日時 令和2年1月29日(水) 午前10時2分～11時40分

2 場所 松本市役所 第2委員会室

3 出席者

委員 高野尾会長、成澤会長職務代理者、浅川委員、金井委員(唐澤委員欠席)

事務局 中野行政管理課長、伊東法制担当課長補佐、金井法制担当係長

学校教育課 逸見課長、斉藤主査、深澤主事

学校指導課 濱中主任指導主事

高齢福祉課 三代澤課長、滝沢課長補佐、津久井主任

4 議事の概要

協議事項

ア 個人情報の電子計算機処理及び電子計算機の結合について

(統合型校務支援システム導入事業)

逸見課長 (資料説明)

成澤会長職務代理者 このシステムは松本市内の小・中学校だけの話で、他の市町村の学校からはアクセスができないのか。

逸見課長 できません。

成澤会長職務代理者 システム業者とは、松本市が契約するのか。

逸見課長 長野県自治振興組合が契約し、システム導入市町村は負担金を支払うもの。

○成澤会長職務代理者 個人情報の重要性が認識されたのはここ30年くらいのこと。病歴や犯罪歴はセンシティブな情報である。学校の情報は子供の情報が詰まっておりセンシティブな情報である。情報をシステムの中に入れることはいいが流出しないように管理することが大事。現在扱っている情報はどうなるのか、また情報はいつまで残るのか。

逸見課長 現在は学校単位で、紙ベースで保存している。このシステムで情報をいつまで保存するかはまだ決まっておらず、これからルールを決めていく。

濱中主任指導主事 学校では、学籍情報は5年、指導要録は20年間保存し、その後破棄している。

○成澤会長職務代理者 学校のIPアドレスやパソコンは誰が使うのか。

逸見課長 学校の先生が使用する。設定によりアクセス制限はできる。

○成澤会長職務代理者 本当に必要な時に限り使用するとか、自分のクラスの情報しか扱わないなどのルールを作る必要がある。

- 逸見課長 詳細はこれから詰めていきたい。
- 金井委員 IPアドレスやパスワードは変更するのか。先生が転勤した場合はどうなるのか。
- 逸見課長 パスワードは随時変更する。転勤した場合、他の学校からは接続できない。
- 高野尾会長 パソコンは何台になるか。
- 逸見課長 校務用パソコンであり、1教諭に1台となる。
- 高野尾会長 他学年や他クラスの情報は扱うか。
- 逸見課長 中学校では1人の先生が複数のクラスを受け持つことになるので、情報を共有する。
- 高野尾会長 先生に対して使用手順等の研修はこれから行うのか。
- 逸見課長 令和2年7月からシステムが使えるようになる予定だが、使い方等の研修は、それ以後に行う予定である。
- 高野尾会長 どの情報をどこまで使用するかについては整理が必要だと思う。
- 成澤会長職務代理者 他県に転校した際はどうか。
- 濱中主任指導主事 他県では使えないが、将来的には長野県内の全域で使えるようになる予定。
- 逸見課長 システムに参加するかしないかは、市町村の判断。
- 成澤会長職務代理者 長野県内の他市の状況は。
- 濱中主任指導主事 大町市では既に運用しており、特に問題は発生していないとのこと。
- 逸見課長 大町市のほかには、小諸市、喬木村、信州大学附属小・中学校等の24校で運用がされている。
- 成澤会長職務代理者 負担金はどのくらいかかるのか。
- 逸見課長 1校当たり月4万円。
- 浅川委員 先生達の負担軽減にはなるのか。
- 濱中主任指導主事 中学校での生徒数は1クラス40人。全員の指導要録を作成し、高校へ提出しなければならない。また通知表も各校で書式が異なり、手書きでやっている場合もある。負担は軽減される。
- 金井委員 中学校では、1人の先生が複数のクラスを受け持つということだが、成績の部分のみ扱うのか。必要な時だけ情報をみることができるようになることが必要。管理者は誰になるのか。
- 濱中主任指導主事 現在は学校長が許可している。情報の制御についてはシステムで設定ができる。
- 逸見課長 先ほど質問があった先生の負担軽減については、平成25年度から本システムを導入している大阪市教育委員会からの報告がある。クラス担任では一人当たり年間168.1時間、教頭先生では1日当たり年間136.3時間分の負担軽減になったとのこと。

- 浅川委員 働き方改革が進む中では、良いことだと思う。
- 成澤会長職務代理者 先生方の意見も聞いてみたい。システムを導入してもこれまでと情報の使い方が同じであるならば良いのではないか。
- 高野尾会長 システムの導入自体には問題ないということによいか。
- 全委員 了
- 高野尾会長 運用基準については、システムの利用開始前に報告をもらいたい。

イ 要配慮個人情報の収集について

(救急医療情報キット支給事業)

三代澤課長 (資料説明)

成澤会長職務代理者 これまではキットを冷蔵庫で保管ということだが、今後は市が管理するということか。

津久井主任 市では申請時にシステムへ情報を入力する。キットの管理自体は、これまでどおり冷蔵庫内になる。

- 成澤会長職務代理者 資料の別紙2の3 アからカまでについてはどうということか。

津久井主任 端末のデータにアクセスできるのは市職員だけです。

- 成澤会長職務代理者 何かあった際に、市に連絡がくるとということか。消防局についてはどうなるか。

津久井主任 消防局にはキットの有無についてのみ提供したい。救急時に消防局がキット内の情報を確認できなかった場合には、消防局より市に問合せてもらい、市で必要な情報を消防局に提供することになる。

- 成澤会長職務代理者 資料でもう少し細かい状況がわからないといけない。以前に審議した避難行動要支援者名簿とは別なのか。

津久井主任 本事業は、希望者のみに行うもの。

- 金井委員 このような事業があることは初めて知った。希望者への広報はどのように行っているのか。

津久井主任 平成23年の事業開始時には、広報まつもとに掲載した。その後は、民生委員が声かけを行っている。

- 金井委員 顔写真は貼るのか。

津久井主任 申請書に添付してもらう。

- 金井委員 遺言書についての扱いは。

津久井主任 市では遺言書の有無についてのみ入力し、キットの中に遺言書を入れるわけではない。

高野尾会長 他の自治体ではこのような事業をやっているのか。

津久井主任 各自治体でばらつきがある。

- 高野尾会長 遺言書の有無やその保管場所まで情報として必要なのか。

津久井主任 何かあった際に親族が動けるようにしたい。

○高野尾会長 情報としてはデリケートなものである。市の仕事が大変にならないか。

津久井主任 遺言書の部分は任意での記入事項とする。

○高野尾会長 相続にも係わること。適切な医療の提供という目的からは外れないか。

滝沢課長補佐 本人の同意を得た上で、関係者から問い合わせがあった際に、遺言書の有無や保管場所のみ伝えるもの。横須賀市でも運用を始めている。

○金井委員 リビングウィルについては。

津久井主任 延命治療をするかどうかについて松本市医師会が配付しているもの。

○金井委員 遺言書よりも、臓器提供などについての意思確認が必要ではないか。

○浅川委員 事業自体を初めて知った。対象者は数万人いるはずだが、これまでに1,200人にキットを支給し、キットの利用実績は年に10件程度とのこと。実効性がある事業なのか。対象者が独居老人等であるとすれば、鍵がかかっていたら家に入れないのではないか。

津久井主任 緊急時には警察を呼んで、窓を割って中へ入る。これまでは、キット支給者の名簿を民生委員と共有していなかったため、民生委員による声かけができず、内容に変更があった場合も情報の更新がされなかった。キット支給者の名簿を民生委員と共有することで、事業が動き出すと思われる。またケアマネジャーなどとも連携したい。

○浅川委員 現実には制度の運用が難しいかもしれない。

○金井委員 キットが大きくて、冷蔵庫の中では邪魔ではないか。

津久井主任 小さすぎると見つけれないという問題がある。現在の350ミリリットルサイズは、全国的な標準サイズである500ミリリットルの容器よりは小さくなっている。

○成澤会長職務代理者 冷蔵庫に保管する意義は。

津久井主任 災害時等でも見つけやすいため。

○高野尾会長 そもそも事業の実効性の話もある。

○金井委員 年間10件の利用のために、やる必要があるか。

津久井主任 課題はあるが、不測の事態となった際、申請の履歴があれば親族の連絡先などはわかる。

○浅川委員 これだけの情報を集めるのであれば、もう少し事業のPRを考えた方がいい。

○高野尾会長 事業の見直し自体はよいが、中身についてはもう少し検討が必要か。

○成澤会長職務代理者 遺言書についてどうするか。審議会としては意見を述べたということ。要配慮個人情報の収集自体はいいのではないか。

○高野尾会長 それでは、具体的な運用方法については、最終的な要綱等で報告

してもらおうということでしょうか。

○全委員 了

報告事項

第1回審議会後における各事業の進捗状況について

金井法制担当係長（資料説明）

成澤会長職務代理者 これまで、審議会で協議した事項の事後報告はなかったので報告は望ましいこと。今後も運用状況をチェックして報告してほしい。

以 上